

○内閣府告示第四百七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p> <p>子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号、以下「法」という。）の制定のほかに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（保育等改正する法律）（平成二十四年法律第八十八号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十七号）の制定が創設された。また、平成二十八年四月、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十二号）が施行され、新たに仕事・子育て両立支援事業が創設された。</p>	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p> <p>子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号、以下「法」という。）の制定のほかに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（保育等改正する法律）（平成二十四年法律第八十八号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十七号）の制定が創設された。</p>

〔第二段落・第三段落 略〕

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画をい

第二 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（仕事・子育て両立支援事業を除く。以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度的に支える仕組みである。国が重層的に支える仕組みである。

〔第二段落 第八段落 略〕

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国は、このために必要な支援を行う。

国は、仕事・子育て両立支援事業について、二に掲げる子どもへの育ちに関する理念及び三に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、保育の質を確保しつつ、多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの利便性に配慮する。

〔同上〕

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画をい

第二 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度的に支える仕組みである。国が重層的に支える仕組みである。

〔同上〕

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国は、このために必要な支援を行う。

〔上記二段落を加える〕

保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設（以下「事業所内保育施設」という。）の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育業務施設等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。

二 〔略〕

1 3 略

4 国と地方公共団体との連携及び協働
国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようになしなればならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する必要がある。

国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体への事業の内容や実施状況等の情報提供などを行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。

5 教育・保育施設等における事故防止

教育・保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進め

二 〔同上〕

〔同上〕

4 国と地方公共団体との連携及び協働
国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようになしなればならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する必要がある。

〔上記段落を加える〕

〔5を加える〕

備考 表中「1」の記載は注記である。